

災害時 施設提供に関する覚書

(一社) 全国地質調査業協会連合会
中部地質調査業協会

中部土質試験協同組合

災害時施設提供に関する覚書

(一社)全国地質調査業協会連合会中、地質調査業協会(以下甲という)と中部土質試験協同組合(以下乙という)は、地震等による大規模な災害によって、甲の事務局機能が停止する事態を想定し、災害協定に基づく支援を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 この覚書は、地震等による大規模災害により甲の事務局機能が停止した場合、復旧または移転までの期間中、応急対応できる施設を提供してもらうことを目的とする。

(災害応急対策用資器材の供給援助)

第2条 甲は、大規模災害により甲の事務局機能が停止した場合、乙に対して施設と共に、災害応急対策用資器材等の供給援助を要請することができるものとする。

(職員の派遣)

第3条 甲は、大規模災害により甲の事務局機能が停止した場合、乙に対して災害対策本部の立上に必要となる派遣職員の受け入れを要請することができるものとする。

(応援要請の手続き)

第4条 甲は、原則として次の事項を明らかにし、電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書を乙に提出するものとする。

- ・ 被害の状況
- ・ 派遣職員の職種及び人員
- ・ 応援を必要とする期間
- ・ 前各号に定めるもののほか必要な事項

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として甲が負担するものとし、その額については、双方が協議して定めるものとする。

(情報の交換等)

第6条 甲・乙は、この覚書に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換共有すると共に、平常時から支援の受け入れ体制について整備に努める。

(有効期限)

第7条 この覚書の期間は、締結日より平成29年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲・乙いずれからも申し出のない時は、この覚書を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項については、甲・乙が協議のうえ定めるものとする。
この覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成28年7月15日

(一社)全国地質調査業協会連合会

中部地質調査業協会

理事長 小川 博之

中部地質調査業協会

理事長 小川 博之

中部土質試験協同組合

理事長 坪田 邦治

中部土質試験協同組合

理事長 坪田 邦治